

厚生労働大臣の定める揭示事項

- (1) 厚生労働大臣が定める基準に従い、緩和ケア病棟入院料Ⅰの施設基準の届出【(緩Ⅰ) 第17号・令和7年10月1日】に係る医療を提供しています。
- (2) 緩和ケア病棟 A 棟は、1日に13人以上の看護師が勤務しております。なお、時間帯毎の配置は次のとおりです。
- ・ 朝8時30分～夕方5時00分まで、看護師1人当たりの受持数は5人以内です。
 - ・ 夕方4時30分～朝9時00分まで、看護師1人当たりの受持数は10人以内です。
- (3) 次の施設基準の適合病院として、近畿厚生局長に届出を行なっています。

がん性疼痛緩和指導管理料 【(がん疼) 第93号・平成23年3月1日】

データ提出加算2・4 【(データ提) 第232号・令和6年1月1日】

継続的に賃上げに係る取組を実施している保険医療機関の基準

【(入減免) 第2号・令和8年6月1日】

外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅰ)の注5【(外在ベⅠ注) 第1404号・令和8年6月1日】

入院ベースアップ評価料78 【(入べ78) 第4号・令和8年9月1日】

患者サポート体制充実加算 【(患サポ) 第121号・令和7年5月1日】

別添Ⅰの「第14の2」のⅠの(3)に規定する在宅療養支援病院

【(支援病3) 第79号・令和7年10月1日】

在宅がん医療総合診療料 【(在総) 第931号・令和7年10月1日】

在宅時医学総合管理料及び施設入居時等医学総合管理料

【在医総管Ⅰ】第1509号・令和8年2月1日】

※ 一部負担金等の内訳の診療報酬点数の算定項目、薬剤名又は特定保険医療材料名がわかる明細書を発行しています。

- (4) 厚生労働省の定める入院時食事療養／生活療養(Ⅰ)の適合病院として、近畿厚生局長に届出を行っております。

食事につきましては、管理栄養士が管理にあたり、配膳については適時(夕食は6時以降)に行い、また適温給食の提供にも努めております。

【(食) 第1306号・平成19年4月1日】

- (5) 以下の項目について、その利用量・利用回数に応じた実費の負担をお願いしております。

- ・ 文書料(1通につき) 当院書式領収証明書 1,100円 当院書式入院証明書 2,200円
死亡診断書原本証明 2,200円 当院書式診断書 2,750円
死亡診断書・保険会社所定書式 4,400円
- ・ 付添食(1食) 330円(朝食)・550円(昼夕食)
- ・ レンタルベッド・レンタル布団(1台) 各220円
- ・ テレビリース料・冷蔵庫リース料(1日) 各330円
- ・ 付添者入浴料(1回) 220円
- ・ エンゼルケア料 11,000円 全て税込金額で表示

- (6) 特別病室(個室)を希望される場合は、別途規定の料金が必要となります。その他の病室については室料差額の徴収を行っておりません。

- ・ 個室(6室) 6,600円(税込) 1日(暦日)につきの料金です
詳細につきましては、受付にお尋ね下さい